

特定健診など各種成人検診を実施

町では、若年者健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、結核検診、肺がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診の各種成人検診を実施します。各種検診の案内や受検票は、7月中旬に対象となる方に送付します。

なお、特定健康診査を人間ドックで受ける場合は、健診の経費相当額を補助します。被保険者証と受診結果票、印鑑、通帳をお持ちの上、役場住民課医療年金係（☎ 611-2510）までお申し出ください。

国保加入者以外の方の特定健診は、各医療保険

者からの受診案内に従い、受診してください。受診券の交付や料金などの詳細は、各医療保険者へ直接お問い合わせください。

日程と受付時間は【表1】、検診内容と料金は【表2】のとおりです。会場によっては混雑が予想されますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。※加入保険に関わらず、がん検診は町の検診を受診できます。

●問い合わせ 役場健康長寿課健康づくり係（☎ 611-2835）

受付
時間

- ① 午前9:00～11:30 午後1:30～3:00
- ② 午前9:00～11:00 午後1:30～3:00
- ③ 午後1:00～3:00 午後5:00～7:00

【表1】

期 日	会 場	受付時間
7月24日(月)	西徳田2区公民館	①
7月25日(火)	午前 間野々公民館	②
	午後 東徳田公民館	
7月26日(水)	矢巾町農村環境改善センター(室岡)	①
7月27日(木)	午前 下赤林集落センター	②
	午後 矢次公民館	
7月28日(金)	矢巾勤労者共同福祉センター(流通)	①
7月31日(月)	午前 煙山自治公民館	②
	午後 岩清水コミュニティセンター	
8月1日(火)	さわやかハウス(夕方健診)	③
8月4日(金)	午前 矢巾地区農業構造改善センター(土橋)	②
	午後 北郡山公民館	
8月5日(土)	午前 矢巾東小学校体育館	②
	午後 西徳田1区公民館	

期 日	会 場	受付時間
8月7日(月)	矢巾3区公民館	①
8月8日(火)	高田コミュニティセンター	①
8月9日(水)	さわやかハウス	①
8月10日(木)	さわやかハウス	①
8月17日(木)	広宮沢1区公民館	①
8月18日(金)	高田コミュニティセンター	①
8月20日(日)	さわやかハウス	①
8月21日(月)	矢巾3区公民館	①
8月24日(木)	午前 和味公民館	②
	午後 矢巾町農村環境改善センター(室岡)	
8月25日(金)	さわやかハウス	①
8月26日(土)	さわやかハウス	①

【表2】 ※町の国民健康保険に加入している方が対象です。

検診の種類	対象者	検診内容	料金
若年者健康診査	35歳以上39歳以下の方(※)	腹囲、血圧、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査など	無料
特定健康診査	40歳以上74歳以下の方(※)	腹囲、血圧、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査など	無料
後期高齢者健康診査	75歳以上の方	血圧、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査など	無料
結核検診	65歳以上の方	胸部X線撮影	無料
肺がん検診	40歳以上の方	胸部X線撮影	500円
		胸部X線撮影+たん検査(希望者)	1,200円
大腸がん検診	40歳以上の方	2日間の便潜血検査	500円
肝炎ウイルス検診	今までに受診したことがない40歳以上の方	血液検査	400円
前立腺がん検診	50歳以上の男性の方	血液検査	1,620円

70歳以上の方の

高額療養費の上限額が変わります

平成29年
8月から

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間で世代間の公平が図られるように、その方の課税所得や住民税の課税状況などに応じて医療費の負担をいただく必要があります。

そのために、平成29年8月から70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が次のように変わります。皆さんのご理解をお願いします。

高額療養費制度とは…

医療機関や薬局の窓口で1か月に支払った額（※）が、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を請求できる制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。※入院時の食事負担や差額ベッド代などは含みません。

● 問い合わせ 役場住民課医療年金係（☎611-2509）

平成29年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	1か月の上限 外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円※2)
	課税所得 145万円未満の方 (※1)		44,400円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税 世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成29年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	1か月の上限 外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円※2)
	課税所得 145万円未満の方 (※1)		14,000円 年間上限 14万4,000円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税 世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

じゃじゃつとくんの つぶやま。

水道
豆知識
列伝!

その80

自家水(自家用井戸水)を使ってる世帯は特に注意して聴いだけで！
自家水しか使ってない家でも、排水を下水道に流していれば下水道
使用料はかかってくるジャ！

役場に届けていなくて、後でさかのぼって料金を請求されるごどに
ならないよう、不安ならすぐ役場上下水道課に連絡してで。

最新情報はここから！「水道やはば」ホームページ

<http://suidou.town.yahaba.iwate.jp/>